

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和元年法律第51号)の概要

- 人事院は令和元年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

法案概要

1 月例給の改定【平成31年4月から改定】

民間給与との較差387円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ(平均改定率0.1%)(初任給については、大卒1,500円、高卒2,000円の引上げ)

2 特別給(ボーナス)の改定【令和元年12月期から改定】

一般の職員 年間4.45月分 → 4.50月分(0.05月分引上げ)

指定職職員 年間3.35月分 → 3.40月分(0.05月分引上げ)

3 住居手当の改定【令和2年4月から改定】

公務員宿舎使用料の上昇及び民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、

- ・手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ(12,000円→16,000円)
- ・手当額の上限を引上げ(27,000円→28,000円)

4 施行期日

公布の日(一部の規定は令和2年4月1日)